

# 農業委員会議事録

平成30年12月11日

16時00分

2階 応接室

出席農業委員	11名	農地利用最適化推進委員	2名
委員出席者	会長	1番 篠崎 隆、	会長職務代理者 2番 阿部 三千里
	委員	3番 堀田 友紀恵	4番 安武 一明
		5番 松井 和行	6番 吉田 敬二
		7番 石川 賢一	8番 福田 誠
		9番 落石 好紀	10番 笠井 初男
		11番 堺 千賀子	
		農地利用最適化推進委員 岩隈 和重（立花）、落石 廣孝（新宮）	
欠席者	なし		
事務局出席者	竹上課長、森主幹、高野主査		
<b>議 題</b>			
事務局	全員起立、礼、ご着席ください。農業委員出席者11名、定数に達しておりますので、只今から12月の農業委員会総会を開会いたします。		
会 長	<p>会長あいさつ</p> <p>11番委員、2番委員議事録押印者任命。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。</p>		
事 務 局	<p>それでは、第1号議案農用地利用集積計画申出について説明します。1頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況田、面積1,404㎡。利用権の設定をする者、〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇。利用権の種類、賃貸借。存続期間、許可日から3年。借賃10a当たり、玄米45kg/年。内容は水稻となっております。以下の筆については、1頁に記載のとおりです。番号3と4の土地については、所有者が〇〇。利用権利設定の面積は2筆計2356㎡の内1200㎡です。4筆合計5280㎡の内4124㎡についてです。2頁をご覧ください。申請地は、①と②の2箇所になります。①について花立花公民館から南東に約400m、②は花立花公民館から南に300mにある農地です。3頁に現況のわかる航空写真を、4頁、5頁に参考字図集合図を添付しております。5頁の字図で確認できますように、2筆2356㎡の内の1200㎡を利用権設定します。設定を受けられる〇</p>		

	○さんは古賀市で営農されていることを確認しており、特に問題ありません。以上で説明を終わります。
会 長	何か意見はありませんか？地元委員から意見があればお願いします。
○番委員	地元では特に問題ありません。
会 長	他に意見はありませんか？
○番委員	権利設定に担保は必要か？利用権は登記する必要があるか？
事務局	担保、登記は必要ありません。農業委員会での決定を受け、町が利用集積計画を定めることで権利が設定されます。
○番委員	第3者が確認できないのでは？登記されないのであればわからない。
事務局	公告によって周知します。
会 長	他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。続きまして、報告案件に入ります。事務局説明願います。
事 務 局	それでは報告案件について説明します。報告案件①、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について説明します。6頁になります。 土地の所在〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積446㎡。所有者〇〇。転用届出者、所有者に同じ。転用目的、貸駐車場の為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。1筆合計446㎡についてです。7頁をお開きください。位置図になります。新宮小学校から西に約100mとなります。8頁に現況のわかる航空写真を、9頁に参考字図集合図を添付しております。10頁が計画図になります。計画地周囲は既存ブロック、隣地農地側には緩衝帯及び道農等で区切る為、隣地への影響はありません。雨水は計画地内で浸透処理、処理できない分を町道側溝に放流します。汚水はありません。出入口はコンクリート仕上げとし砂利の流出等がないように計画しており、周囲への影響もない為、特に問題ありません。以上で説明を終わります。
会 長	何か質問等はありませんか？
○番委員	土嚢で被害防除できるか？土嚢は長期間もたない。土が流れないか？
事務局	緩衝帯を設置されており、勾配でも隣地への影響がないようにしており、仮に土嚢がなくなっても問題ないと考えます。

会 長	他に何か質問等がありませんか？無いようであれば、引き続き事務局説明願います。
事 務 局	報告案件、非農地証明について説明します。11頁になります。土地の所在〇〇、地目台帳田、現況宅地、面積16㎡。所有者〇〇。証明願出人、所有者に同じ。証明の根拠となる自由、昭和54年から私道として、宅地と一体的に利用され、20年以上宅地課税されている為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。1筆合計17㎡についてです。12頁をお開きください。位置図になります。夜臼公民館から南に約500mとなります。13頁に現況のわかる航空写真を、14頁に参考字図集合図を添付しております。申請地は、現在も宅地の進入路として利用されており、特に問題ありません。
会 長	何か質問等がありませんか？無いようであれば、その他の事項に入ります。事務局説明願います。
事 務 局	その他について ○平成30年度農業委員会研修大会について 出欠確認。日程等の案内 ○農業委員手帳、視察研修会計報告 ○農業委員会の役割について（別紙資料）、農地法3条について説明
推進委員	小作権についての質問 →事務局が調べて次回農業委員会で報告
会 長	他に何かありませんか？ないようでしたら、次回の日程調整を行います。（日程調整） それでは、今回は、1月8日（火）、16時00分から開催します。これをもちまして12月の農業委員会総会を閉会します。
事 務 局	全員起立、礼、お疲れ様でした。  <p style="text-align: right;">以上16：50分</p>